

平成 30 年 3 月 定例会

第 2 号 (平成 30 年 3 月 16 日)

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
□ 会議録署名議員の氏名	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
□ 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	P1
□ 議 事 日 程	P2
□ 開 会	P5
□ 総務厚生常任委員会委員長報告	P5
□ 文教経済常任委員会委員長報告	P7
□ 討 論	P8
□ 諮問(人権擁護委員の推薦)	P12
□ 諮問(人権擁護委員の推薦)	P14
□ 町長あいさつ	P15
□ 閉 会	P16

平成 30 年 3 月		池田町 3 月定例会 議 録			第 2 日	
招 集 年 月 日		平成 30 年 3 月 2 日			池 田 町 告 示 第 3 号	
招 集 の 場 所		池 田 町 議 会 議 場				
開 会 日 時		平成 30 年 3 月 16 日			午後 3 時 30 分	
散 会 閉 会		平成 30 年 3 月 16 日			午後 4 時 30 分	
出席 8 名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本 一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野 邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員		7 番	岩 崎 昭 一		8 番	森 田 稔
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	清 水 真 盛		議会書記	清 水 聡 江	
	町 長	杉 本 博 文		保健福祉課長	森 川 弘 一	
	副 町 長	溝 口 淳		産業振興課長	長 谷 川 正 喜	
	教 育 長	内 藤 徳 博		教育委員会課長	山 口 正 幸	
	総務政策課長	山 崎 政 弥				
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り				

平成 30 年度 3 月定例会日程表 (第 2 号)

平成 30 年 3 月 16 日 (金)

午後 3 時 30 分 開会

開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 総務厚生常任委員会委員長報告

議案第 2 号 平成 30 年度 池田町一般会計予算

(総務厚生常任委員会関係部門)

議案第 3 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

議案第 8 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 30 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 10 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 8 号)

(総務厚生常任委員会関係部門)

議案第 11 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 12 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設

特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 16 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 17 号 池田町個人情報保護条例等の一部改正について

議案第 18 号 池田町印鑑条例の一部改正について

議案第 19 号 池田町個人番号カードの利用に関する条例の

一部改正について

議案第 20 号 池田町手数料徴収条例の一部改正について

議案第 21 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 22 号 池田町食品加工研究支援施設の設置及び管理に

関する条例の制定について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する

条例の一部改正について

議案第 25 号 公の施設の指定管理者の変更について

議案第 26 号 池田町国民健康保険基金条例の一部改正について

議案第 27 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について

- 議案第 28 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 29 号 池田町介護保険条例の一部改正について
議案第 30 号 池田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の
基準等に関する条例の制定について
議案第 31 号 池田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準を定める条例の一部改正について
議案第 32 号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 33 号 池田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の
一部改正について
議案第 34 号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について
(総務厚生常任委員会関係部門)
議案第 37 号 福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について

日程第 3 文教経済常任委員会委員長報告

- 議案第 2 号 平成 30 年度 池田町一般会計予算
(文教経済常任委員会関係部門)
議案第 5 号 平成 30 年度 池田町簡易水道特別会計予算
議案第 6 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計予算
議案第 7 号 平成 30 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 10 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 8 号)
(文教経済常任委員会関係部門)
議案第 13 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号)
議案第 14 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 15 号 平成 29 年度 池田町農業集落排水事業
特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 35 号 池田町美しい郷づくり基金条例の制定について
議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について
(文教経済常任委員会関係部門)
議案第 38 号 財産の処分について
議案第 39 号 財産の処分について

議案第 40 号 財産の処分について

日程第 4

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

閉議・閉会

平成 30 年 3 月定例会会議録（最終日）

平成 30 年 3 月 16 日

開会時間：午後 3 時 30 分

○佐野議長

平成 30 年、池田町議会 3 月定例会の本会議を開会します。

ただ今の出席議員は 8 名全員であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の、会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、7 番 岩崎 昭一君、8 番 森田 稔君、の両名を指名します。

日程第 2

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号、議案第 17、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 36 号、議案第 37

日程第 3

議案第 2 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 10 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号、

以上、42 件、39 議案を一括議題とします。ただ今、議題としました 案件につきましては、3 月 9 日の本会議において、それぞれの常任委員会に付託してありますので、委員会の審議結果につき、各常任委員会委員長より報告を求めます。

総務厚生 常任委員会 委員長 飯田 拓見君

○6 番 飯田拓見議員

（議長 飯田）

○佐野議長

飯田 拓見君

○6番 飯田拓見議員

総務厚生常任委員会審議結果の報告をさせていただきます。去る、9日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。本委員会は12日に委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして、慎重に審議した結果

- 議案第2号 平成30年度 池田町一般会計予算（総務厚生常任委員会関係部門）
- 議案第3号 平成30年度 池田町国民健康保険特別会計予算
- 議案第4号 平成30年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算
- 議案第8号 平成30年度 池田町介護保険特別会計予算
- 議案第9号 平成30年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 平成29年度 池田町一般会計補正予算（第8号）（総務厚生常任委員会関係部門）
- 議案第11号 平成29年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 平成29年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成29年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 池田町個人情報保護条例等の一部改正について
- 議案第18号 池田町印鑑条例の一部改正について
- 議案第19号 池田町個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 池田町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第21号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 池田町食品加工研究支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の変更について
- 議案第26号 池田町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 議案第27号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第28号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第29号 池田町介護保険条例の一部改正について
- 議案第30号 池田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 議案第31号 池田町指定介護予防支援事業者の指定に関し、必要な事項並びに、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに、指定介護予防支援等に係る介護予防のための、効果的な支援の方法に関する基準を定める、条例の一部改正について
- 議案第32号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める、条例の一部改正について
- 議案第33号 池田町指定地域密着型、介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な、支援の方法に関する基準を定める条例の、一部改正について

議案第 34 号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について（総務厚生常任委員会関係部門）

議案第 37 号 福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について

以上、29 件につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決した次第であります。

○佐野議長

文教経済 常任委員会 委員長 森田 稔君

○8 番 森田稔議員

（議長 森田）

○佐野議長

森田 稔君

○8 番 森田稔議員

文教経済常任委員会審議結果報告。去る、9 日の本会議において、文教経済常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。本委員会は 14 日に委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして、慎重に審議した結果

議案第 2 号 平成 30 年度 池田町一般会計予算（文教経済常任委員会関係部門）

議案第 5 号 平成 30 年度 池田町簡易水道特別会計予算

議案第 6 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 30 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算（第 8 号）（文教経済常任委員会関係部門）

議案第 13 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 14 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 平成 29 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 35 号 池田町美しい郷づくり基金条例の制定について

議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について（文教経済常任委員会関係部門）

議案第 38 号 財産の処分について

議案第 39 号 財産の処分について

議案第 40 号 財産の処分について

以上、13 件につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決した次第であります。

○佐野議長

ただ今、各委員長より、所管ごとの報告がありましたが、これより、委員長報告に対する、質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案第2号から議案第9号までの8議案について、討論を行います。討論ありませんか。

○2番 宇野邦弘議員
(議長、宇野)

○佐野議長
宇野邦弘君

○2番 宇野邦弘

宇野邦弘です。ただ今提案されました議案2号から9号までの中で、議案第2号 一般会計予算、議案第3号 国民健康保険予算、議案8号 介護保険条例に係る3つの議案には反対の立場で討論いたします。

平成30年度予算は総額32億3900万円で昨年当初予算より2億円余多くなっています。しかし、今年度の当初予算はその後の相次ぐ補正予算の追加によって、今回の3月補正予算を追加いたしますと44億円になります。この額は当初予算の約1.4倍にもなります。国や県の補助の関係や今回の豪雪による除雪費の上澄みなど、もちろん予測できない事態もあるでしょうが、あまりにも補正で増えているのではないのでしょうか。

こうしたことの背景の一つには、よく検討せず、準備不足のまま各種予算、特に新規事業や施設改修予算を付けるということがあるのではないのでしょうか。

例えばの例です。本議案でおもちゃハウスの拡張と、並びにそれに伴うウッドラボを旧道内工場に移動するための設計管理委託料として700万円が盛られています。

この保育所近くの旧道内工場は長年放置され、アスベストの含有も考えられる危険な建物でした。昨年6月の補正予算で300万円で町が購入しました。今後解体し、住宅団地としても考えるとのことでした。しかし、購入後の調査では思っていた以上にアスベストの含有量も多く存在が明らかになり、12月補正でアスベスト除去工事費2000万円が付けられました。その時も住宅団地等を考えている、解体経費は今後また付けるということでした。

ところが、今回の提案では、旧道内工場のアスベスト除去を行い、一部は解体しながら、残りをウッドラボの施設として活用するということです。ウッドラボの施設活用については反対ではありません。このとき予算を立てて、途中で目的も中身もどんどん変わっていく、こんな予算の立て方には賛成しかねます。

もう一つ、池田屋のふるさと道場、通称、そば道場の一昨年の改修予算1067万円の予算が改修予定図面とともに、おとし3月議会で決められましたが、今なお繰越で改修を何ら改修の進展は行われていません。こうした予算の立て方、本当に十分練ったうえで立

てるべきです。

予算に反対する2点目の問題は、予算全体のバランスとといいますか、町政執行についての基本的なスタンスの問題です。

まず、評価したいのは今年度予算で町長交際費が従来の300万円から150万円に半減いたしました。大いにこれは歓迎したい。問題として、私は国民体育大会の反対は当然するものではありません。しかし、本池田町ではクライミング関係競技の開催など今年度予算で1億8721万円の予算が組まれています。それは一般会計の総額の5.7%にもなりません。1億8721万円のうち、県からの補助や負担が1億2000万円ありますけれども、町自身の一般会計からの持ち出しは7618万円になります。その他に細かいことですが、国体もあるということで、屋外広告物景観改善事業として、ある特定の看板改修に66万円の補助する、こういうことも付け加えておきます。

原発推進のための補助金を使って建設した食ラボ施設の運営費補助金として1247万円、アドベンチャー関係の新たな施設と改修事業に3283万円、そのための新たな土地取得と立木補償に3070万円、等々次々と新しい予算が組まれています。もちろん多くは必要な事業であり、先を見越した予算付けも当然必要です。

しかし、一方では町の大事な仕事は住民福祉です。今議会でも、国民健康保険税の大幅な引上げの議案も出されています。県に納める交付金が、従来の国保税額のままで1700万円不足するということからです。だったら値上げするのではなくて、町の一般会計からきちっと補てんする、国民健康保険は弱い立場の人が多く加入している社会保障の根幹です。町の一般会計からきちっと繰り入れるならば一人当たり15000円もの値上げを抑えることができるのではないのでしょうか。

今年の4月から子供さんの医療費が窓口で立替払いなしになりました。しかしまだ、外来1診察で月500円の自己負担が残ります。県下では8つの自治体ではその500円の自己負担も助成することになっています。池田でそのために必要な額は、昨年3月の保健福祉課長の答弁では中学校までやろうとしても年間40万円、高校生まで広げても年70万円にもならないという答弁でした。学校給食費の無料化のために必要なお金は900万円程度あればいけるんです。介護関係でも介護施設に入りたくても入れない、特別養護老人ホームの順番待ちは40人以上と聞いております。こうしたところにこそ思い切ってお金を注ぐべきだと、そういう立場から、国保税の値上げ、あるいは介護保険料の引き上げにつながるような、こうした議案28号、29号にも反対せざるを得ません。以上です。

○佐野議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第2号から議案第9号までの8議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第9号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号から議案第 16 号までの 7 議案について、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 10 号から議案第 16 号までの 7 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 10 号から議案第 16 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号について、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。議案第 17 号を採決します。

お諮りいたします。

議案第 17 号を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号から議案第 20 号までの 3 議案について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 18 号から、議案第 20 号までの 3 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 18 号から、議案第 20 号までの 3 議案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。議案第 21 号を採決します。

お諮りいたします。

議案第 21 号を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 議案について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 22 号から、議案第 25 号までの 4 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 22 号から、議案第 25 号までの 4 議案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号から議案第 28 号までの 3 議案について討論を行います。討論ありませんか。

○2 番 宇野邦弘議員
(議長、宇野)

○佐野議長
宇野邦弘君

○2 番 宇野邦弘議員

先ほど当初予算の件でも触れましたので、簡潔に触れたいと思います。

議案 26 号、27 号については賛成いたしますが、議案 28 号については、正に国民健康保険税の引き上げにつながるという、一部改正ですので反対せざるを得ません。理由は先ほど述べたとおりです。

○佐野議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 26 号から、議案第 28 号までの 3 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 26 号から、議案第 28 号までの 3 議案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号から議案第 34 号までの 6 議案について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 29 号から、議案第 34 号までの 6 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 29 号から、議案第 34 号までの 6 議案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。議案第 35 号について採決します。

お諮りいたします。

議案第 35 号を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。議案第 36 号について採決します。

お諮りいたします。

議案第 36 号を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。議案第 37 号を採決します。

お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号から議案第 40 号までの 3 議案について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 38 号から、議案第 40 号までの 3 議案を一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第 38 号から、議案第 40 号までの 3 議案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。

よって、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

事務局に諮問の朗読をさせます。

○清水事務局長
(議長、事務局長、清水)

○佐野議長
事務局長 清水君

○清水事務局長
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成30年3月16日提出、池田町長 杉本博文、記、住所、池田町池田、氏名、林光、提案理由、現在の人権擁護委員の任期が満了することに伴い、新たな委員を任命するため、の案を提出する。以上。

○佐野議長
町長より提案理由の説明を求めます。

○杉本町長
(議長、町長、杉本)

○佐野議長
町長、杉本君

○杉本町長
ただ今上程されました、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、このたび新たに池田町池田の林 光氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を伺うのもであります。林氏は長年消防行政に携われるとともに、退職後は地元区長を務められるなど、地域社会にご貢献頂いております。適任者と存じますので、推薦いたしたくお願い申し上げます。なお、任期につきましては、本年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となっております。

○佐野議長
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。
お諮り致します。
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認め答申を致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求め

ることについては、適任者と認め答申をすることに決定いたしました。

日程第5

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。
事務局に諮問の朗読をさせます。

○清水事務局長

(議長、事務局長、清水)

○佐野議長

事務局長 清水君

○清水事務局長

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成30年3月16日提出、池田町長 杉本博文、記、住所、池田町上荒谷、氏名、野瀬敏子、提案理由、現在の人権擁護委員の任期が満了することに伴い、引き続き委員として任命するためこの案を提出する。以上。

○佐野議長

町長より提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長、町長、杉本)

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

ただ今上程されました、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在お勤めいただいている池田町上荒谷の野瀬敏子氏を引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を伺うものであります。野瀬氏は教員として長年勤められるとともに人権擁護委員としても3年間献身的にご活動いただいております。適任者と存じますので、推薦いたしたくお願い申し上げます。なお、任期につきましては、本年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となっております。

○佐野議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。
お諮り致します。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認め答申を致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認め答申をすることに決定いたしました

町長より、発言が求められていますので、これを許します。

○杉本町長
(議長、町長杉本の声)

○佐野議長
町長、杉本君

○杉本町長
町議会3月定例会が閉じられるにあたり、一言御礼を申し上げます。

はじめに、8日間にわたりました本定例会、議員各位にはご多用の中を連日慎重ご審議をいただき、ただ今は全議案妥当とのご決議を賜りました。ここに、慎重ご審議に敬意を表し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、審議の中で出されました、ご意見、ご指導につきましては十分に尊重いたし今後の事に活かしてまいる所存でございます。議員各位の引き続きのご指導、ご支援をお願い申し上げます。

結びに、町内は未だ多くの積雪が残る中ではありますが、着実に春が近づいております。本年も山の恵み、田の幸に恵まれるとともに、平穏無事な一年となるよう祈願いたし、本定例会御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○佐野議長
3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は去る3月9日に開会以来、本日まで8日間にわたり、一般会計と7特別会計合わせて、総額43億2千万円余りの、平成30年度予算をはじめ、条例など、当面する町政の諸案件を、議員各位の終始、極めて真剣なるご審議により、全ての案件を議了することができました。

これも一重に、議員各位のご協力によるものと、深く感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ、執行機関各位におかれましても、常に真摯な態度を持って、審議にご協力頂き、厚く御礼を申し上げます。

加えて、今定例会を通じ、議員各位から述べられました、一般質問、或いは質疑などの意見・要望などにつきましては、今後一年間の町政の執行に、十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

結びに、池田にも春の足音が少しずつ近づいてまいりました。

町民の皆様におかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成 30 年、池田町議会 3 月定例会を閉会します。

閉会時間 午後 4 時 30 分